24. 北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を改めて表明し、北朝鮮にいる人々の需要が大きく満たされていない中で、北朝鮮が、北朝鮮の人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難するとともに、北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調する。

25. 北朝鮮の乏しい資源が核兵器及び多数の高価な弾道ミサイル計画開発に大量に流用されていることを遺憾とし、栄養失調の危険がある非常に多くの妊娠中の及び授乳中の女性並びに五歳未満の児童さらには慢性の栄養失調に苦しんでいる総人口の4分の1近くを含む、北朝鮮にいる半数を大きく上回る人々が食糧及び医療の大きな不足に苦しんでいるとの国連人道問題調整事務所（ＯＣＨＡ）の調査結果に留意するとともに、この文脈において、北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を表明する。

26. 決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）及びこの決議により課された措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすこと、又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）及びこの決議により禁止されていない活動（経済活動及び協力、食糧援助及び人道支援を含む。）並びに北朝鮮の一般市民の利益のための北朝鮮における支援及び救援を実施する国際機関及び非政府組織の作業に悪影響をもたらす若しくはそれを制限することを意図するものではないことを再確認し、北朝鮮におけるこれらの機関の作業又はこれらの決議の目的に適合するその他の目的を容易にするために必要であると委員会が決定する場合は、委員会が、個別の案件に応じて、これらの決議により課される措置からいかなる活動も除外することができることを決定する。

27. 全ての加盟国が、北朝鮮における外交使節団の外交関係に関するウィーン条約に基づく活動を妨げることなく、決議第千七百十八号（二千六年）8（a）(iii) 及び8（d）の規定に従うべきことを強調する。

28. 六者会合への支持を再確認し、その再開を要請するとともに、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって二千五年九月十九日に採択された共同声明に定める約束（六者会合の目標は平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であること、アメリカ合衆国及び北朝鮮は相互の主権を尊重し、平和裡に共存することを約束したこと、六者は経済協力を推進することを約束したことを含む。）並びにその他の全ての関連する約束への支持を改めて表明する。

29. 朝鮮半島及び北東アジア全体における平和と安定の維持が重要であることを改めて表明し、事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための理事国及びその他の国による努力を歓迎するとともに、朝鮮半島内外の緊張を緩和するための取組の重要性を強調する。

30. 包括的な解決のための見通しを進展させるため、緊張を緩和する更なる作業を要請する。

31. 平和的な方法による朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な非核化の目標の達成が必要不可欠であることを強調する。

32. 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による遵守の状況に鑑み、必要に応じ、これらの措置を強化、調整、停止又は解除する用意があることを確認するとともに、この関連で、北朝鮮による更なる核実験又は発射の場合には更なる重要な措置をとる決意を表明する。

33. この問題に引き続き関与することを決定する。

附属書Ⅰ：渡航禁止／資産凍結（個人）

1. パク・ヨンシク（PAK YONG SIK）
　パク・ヨンシクは、朝鮮労働党の軍事政策の開発と実施の責任を有し、北朝鮮軍を命令及び管理するとともに、国軍防衛産業を指示するのを手助けするセントラル・ミリタリー・コミッション・オブ・ザ・ワーカーズ・パーティー・オブ・コリアの委員である。
　別名：情報なし
　生年：1950年　国籍：北朝鮮

附属書Ⅱ：資産凍結（団体）

1. セントラル・ミリタリー・コミッション・オブ・ザ・ワーカーズ・パーティー・オブ・コリア（CENTRAL MILITARY COMMISSION OF THE WORKERS' PARTY OF KOREA (CMC)）
　セントラル・ミリタリー・コミッションは、朝鮮労働党の軍事政策の開発と実施の責任を有し、北朝鮮軍を命令及び管理するとともに、国務委員会と調整しつつ国軍防衛産業を指示している。
　別名：情報なし
　所在地：北朝鮮平壌特別市

2. オーガナイゼーション・アンド・ガイダンス・デパートメント（ORGANIZATION AND GUIDANCE DEPARTMENT (OGD)）
　オーガナイゼーション・アンド・ガイダンス・デパートメントは、朝鮮労働党の非常に強力な組織。朝鮮労働党、北朝鮮軍及び北朝鮮行政の主要な人物の指名を指示する。北朝鮮の全ての政務を管理しているともみられ、北朝鮮の検閲政策の実施に貢献している。
　別名：情報なし
　所在地：北朝鮮

3. プロパガンダ・アンド・アジテーション・デパートメント（PROPAGANDA AND AGITATION DEPARTMENT (PAD)）
　プロパガンダ・アンド・アジテーション・デパートメントは、北朝鮮指導者の代わりに市民を管理する手段として使用するメディアを完全に管理する。プロパガンダ・アンド・アジテーション・デパートメントは、北朝鮮政府の検閲（新聞や報道の検閲を含む）に関与又は責任も有する。
　別名：情報なし
　所在地：北朝鮮平壌特別市

○外務省告示第三百三十四号

北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号。なお、平成二十一年外務省告示第三百九十二号、平成二十四年外務省告示第百七十四号、平成二十五年外務省告示第四十一号、同年外務省告示第百十五号、平成二十六年外務省告示第二百七十七号、平成二十八年外務省告示第六十八号、同年外務省告示第四百六十四号、平成二十九年外務省告示第二百四号及び同年外務省告示第二百八十九号により改正が行われている。）に関し、平成二十九年九月十一日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千三百七十五号において、同理事会決議第千七百十八号8(d)に定められた資産凍結等の措置の対象となる者を新たに指定したこと等に基づき、平成二十一年外務省告示第二百九十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉